

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市自転車等駐車場条例の一部改正
(土木管理課) 4

—— 告 示 ——

- 市道路線の区域変更に関する告示
(土木管理課) 5
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 7
- 町の区域及び名称の変更 (総務課) 8
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 9
- 公示送達 (保険医療課) 10
- 市道路線の区域変更に関する告示
(土木管理課) 11
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 11
- 市道路線の認定に関する告示
(土木管理課) 12
- 市道路線の区域に関する告示
(土木管理課) 13
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 13
- 市道路線の廃止に関する告示
(土木管理課) 14
- 公示送達 (税務課) 15
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 16

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 17
- 公募型プロポーザル方式による業務実
施事業者の選定 (税務課) 21
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更によ
る都市計画案の縦覧 (都市計画課) 21
- 亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
の理事の氏名及び住所の届出
(都市計画課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 22
- 都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 26
- 都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 26

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市就学援助規則の一部改正 28

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 衆議院議員総選挙におけるポスター掲
示場の設置場所 33
- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請
求及び合併協議会設置の請求に要する
有権者総数の50分の1の数 33

○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	34	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時の変更	41
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	34	農業委員会欄	
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任	35	——— 公 告 ———	
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所	36	○第65回亀岡市農業委員会総会の開催	41
○衆議院議員総選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	37	○第66回亀岡市農業委員会総会の開催	42
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所	37		
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	38		
○衆議院小選挙区及び比例代表選出議員選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定	39		
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任	39		
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時	39		
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時	39		
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の変更	40		
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の亀岡市開票区における開票立会人を定めるくじを行わない旨の告示	40		

公布された条例のあらまし

亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例要綱

- 1 JR亀岡駅北口自転車等駐車場の設置位置を次のとおり改正することとした。

現 行	改正後
亀岡市追分町谷筋10番6	亀岡市追分町谷筋11番

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成29年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市自転車等駐車場条例の一部
を改正する条例

亀岡市自転車等駐車場条例（平成17年亀岡
市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

亀岡市追分町谷筋10番6 を

」

「

亀岡市追分町谷筋11番 に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第198号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年10月2日から平成29年10月16日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 01048
 (2) 路線名 横町堀端線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市突抜町43番3先から 亀岡市突抜町43番3先まで	前	$\frac{4.60\text{m}}{6.00\text{m}}$	25.71m	変更後路線幅員 最小 3.53m 最大 11.82m
亀岡市突抜町43番3先から 亀岡市突抜町43番3先まで	後	$\frac{6.50\text{m}}{9.10\text{m}}$	25.71m	変更後路線延長 424.54m

- 2 (1) 路線番号 01055
 (2) 路線名 馬場町線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市北古世町1丁目55番63先から 亀岡市北古世町1丁目55番70先まで	前	$\frac{4.00\text{m}}{5.00\text{m}}$	30.80m	変更後路線幅員 最小 3.75m 最大 7.80m
亀岡市北古世町1丁目55番63先から 亀岡市北古世町1丁目55番70先まで	後	$\frac{6.50\text{m}}{6.50\text{m}}$	30.80m	変更後路線延長 299.82m

- 3 (1) 路線番号 01281
 (2) 路線名 東堅北古世線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市突抜町43番3先から 亀岡市突抜町43番1先まで	前	$\frac{3.00m}{5.60m}$	28.80m	変更後路線幅員 最小 2.40m 最大 10.70m
亀岡市突抜町43番3先から 亀岡市突抜町43番1先まで	後	$\frac{8.00m}{10.70m}$	28.80m	

- 4 (1) 路線番号 04020
 (2) 路線名 西條重利線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市曾我部町重利軍垂40番1先から 亀岡市曾我部町重利軍垂41番2先まで	前	$\frac{3.70m}{4.42m}$	19.34m	変更後路線幅員 最小 3.08m 最大 9.00m
亀岡市曾我部町重利軍垂40番1先から 亀岡市曾我部町重利軍垂41番2先まで	後	$\frac{9.00m}{9.00m}$	19.34m	

- 5 (1) 路線番号 18098
 (2) 路線名 ひばりヶ丘2号線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市篠町野条馬場5番40先から 亀岡市篠町野条馬場5番3先まで	前	$\frac{4.47m}{4.58m}$	10.58m	変更後路線幅員 最小 4.44m 最大 6.40m
亀岡市篠町野条馬場5番40先から 亀岡市篠町野条馬場5番3先まで	後	$\frac{6.40m}{6.40m}$	10.58m	

「揭示済」

亀岡市告示第199号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年10月2日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年10月2日から平成29年10月16日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01048	横町堀端線	亀岡市古世町北古世28番先 亀岡市古世町北古世18番の9先	424.54m	3.53m ～ 11.82m
01055	馬場町線	亀岡市古世町北古世18番先 亀岡市古世町北古世20番23先	299.82m	3.75m ～ 7.80m
01281	東堅北古世線	亀岡市東堅町5番先 亀岡市北古世町2丁目189番1先	511.24m	2.40m ～ 10.70m
04020	西條重利線	亀岡市曾我部町重利久保1番1先 亀岡市曾我部町西条下千代30番1先	605.88m	3.08m ～ 9.00m
18098	ひばりヶ丘2号線	亀岡市篠町野条イカノ辻南88番2先 亀岡市篠町野条馬場前1番先	257.63m	4.44m ～ 6.40m

「揭示済」

亀岡市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域及び名称を変更する。

平成29年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
篠町浄法寺土井	49	
〃	50	

上記の土地を篠町広田一丁目に変更する。

備考 地番は、平成29年8月2日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第201号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成29年10月4日（水）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 2台

5 保管場所 J R馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第202号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年10月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成29年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成29年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成29年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成29年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第203号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年10月10日から平成29年10月24日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01266
- 2 路線名 亀岡駅北線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市追分町一本木13番の3先から 亀岡市追分町下島27番の1先まで	前	0.00m	0.00m	変更後路線幅員 最小 10.00m 最大 52.00m
	後	10.00m		
亀岡市追分町一本木13番の3先から 亀岡市追分町下島27番の1先まで		48.00m	180.00m	変更後路線延長 602.80m

「揭示済」

亀岡市告示第204号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年10月10日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年10月10日から平成29年10月24日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01266	亀岡駅北線	亀岡市追分町谷筋7番地先 亀岡市追分町下島21番地の3先	602.80m	10.00m ~ 52.00m

「揭示済」

亀岡市告示第205号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
 その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01310	北古世8号線	亀岡市北古世町1丁目55番65先	亀岡市北古世町1丁目55番66先
04101	長縄手線	亀岡市曾我部町寺長縄手23番10先	亀岡市曾我部町寺長縄手23番11先
12141	上川関線	亀岡市千代川町川関カミ1番4先	亀岡市千代川町川関カミ52番先

「揭示済」

亀岡市告示第206号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年10月16日から平成29年10月30日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01310	北古世8号線	亀岡市北古世町1丁目55番65先	27.30m	6.00m
		亀岡市北古世町1丁目55番66先		12.00m
04101	長縄手線	亀岡市曾我部町寺長縄手23番10先	130.31m	6.00m
		亀岡市曾我部町寺長縄手23番11先		6.14m
12141	上川関線	亀岡市千代川町川関カミ1番4先	277.04m	2.30m
		亀岡市千代川町川関カミ52番先		12.30m

「揭示済」

亀岡市告示第207号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年10月16日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年10月16日から平成29年10月30日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01310	北古世8号線	亀岡市北古世町1丁目55番65先	27.30m	6.00m
		亀岡市北古世町1丁目55番66先		12.00m
04101	長縄手線	亀岡市曾我部町寺長縄手23番10先	130.31m	6.00m
		亀岡市曾我部町寺長縄手23番11先		6.14m
12141	上川関線	亀岡市千代川町川関カミ1番4先	277.04m	2.30m
		亀岡市千代川町川関カミ52番先		12.30m

「揭示済」

亀岡市告示第208号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
12001	上川関線	亀岡市千代川町川関中土井14番の1先
		亀岡市千代川町川関カミ52番先

「揭示済」

亀岡市告示第209号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年10月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度 2期分 市府民税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第210号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年10月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成29年10月26日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 5台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

公 告

亀岡市公告第67号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成29年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|-----------|--|--|-------------|
| (1) 工事番号 | 29桂工第1号 | | |
| (2) 工事名 | （仮称）保津川水辺公園整備工事（その5） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事面積 A=14,000㎡（駐車・駐輪スペース） | | |
| | 施設準備工 | | 1式 |
| | 敷地造成工 | | 1式 |
| | 雨水排水設備工 | | |
| | U型側溝 | | L=352.2m |
| | 自由勾配側溝 | | L=88.8m |
| | 雨水排水管 | | L=27.0m |
| | 集水柵 | | N=2箇所 |
| | 園路広場整備工 | | |
| | アスファルト舗装 | | A=591.9㎡ |
| | 碎石舗装（t=15m） | | A=12,127.1㎡ |
| | 階段工 | | 1式 |
| | 擁壁工 | | 1式 |
| | 構造物撤去工 | | 1式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から平成30年3月10日まで | | |
| (7) 部分払 | 無 | | |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が | | |

請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成29年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年10月4日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成29年10月4日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年10月13日（金） 午前9時から午後5時まで 平成29年10月16日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年10月17日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年10月12日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年10月18日（水） 午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年10月20日（金） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	平成29年10月25日（水） 午前9時から午後5時まで 平成29年10月26日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表： 平成29年10月26日（木）午後4時以降	入札情報公開システムによる

予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成29年10月30日（月）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成29年10月31日（火）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成29年10月31日 （火）午前10時	平成29年11月1日 （水）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成29年11月1日 （水）午前9時から 午後3時まで	平成29年11月2日 （木）午前9時から 午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成29年11月1日 （水）午後3時以降	平成29年11月2日 （木）午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できなるとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第68号

亀岡市市税クレジット収納業務について、公募型プロポーザル方式により業務実施事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名称

亀岡市市税クレジット収納に係る準備業務
亀岡市市税クレジット収納業務

(2) 目的

本市では、これまで市税の口座振替やコンビニエンスストアでの納付など、納付者の利便性の向上に努めてきたところであるが、納税者のライフスタイルの多様化などに対応するため、税の納付チャンネルの拡充を図り、今までの支払い方法に加えて、インターネットを利用したクレジットカードによる市税の収納を実施し、利便性の向上に努めるものである。

(3) 業務期間

亀岡市市税クレジット収納に係る準備業務
契約締結日から平成30年3月30日まで

亀岡市市税クレジット収納業務

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（予定）

(4) 業務内容

「亀岡市市税クレジット収納業務仕様書」のとおり。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにて選定された事業者と協議の上で最終仕様を確定する。

2 その他

詳細は、「亀岡市市税クレジット収納業務に係るプロポーザル実施要領」による。

「揭示済」

亀岡市公告第69号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

篠町柏原田中の一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

平成29年10月10日から

平成29年10月24日まで

「揭示済」

亀岡市公告第70号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市高野林・小林土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年10月12日

亀岡市長 桂川孝裕

役職	氏名	住所
理事長	八木 秀夫	省略
副理事長	永田 隆	省略
副理事長	廣瀬 仁久	省略
理事	齊田 守	省略
理事	齊田 哲夫	省略
理事	齋田 益彦	省略
理事	谷田 幸泰	省略
理事	中西 裕	省略

「揭示済」

亀岡市公告第71号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成29年10月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 28教社第1号
- (2) 工事名 七谷川野外活動センター環境整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市千歳町千歳地内
- (4) 工事種別 建築一式工事

(5) 工事概要 ○七谷川野外活動センター環境整備工事 一式

施設概要

構造・階：休憩棟：木造・平屋建

：管理棟：鉄筋コンクリート造・平屋建

：ツリーハウス（13.5㎡ 8棟）：鉄骨造・2階建

①工事概要

【建築工事】

・休憩棟：木造平屋建新築工事 床面積120㎡（1棟）

・管理棟：更衣室・シャワールーム改修

・ツリーハウス：内外装改修 13.5㎡ 8棟

・外 構：火営場改修、テーブル移設 他

【電気設備工事】

・休憩棟：電灯・コンセント設備工事

・管理棟：電灯・コンセント設備工事

・ツリーハウス：コンセント設備・火災報知設備設置工事

・外 構：電灯設備工事

【機械設備工事】

・休憩棟：給排水衛生設備工事

洗面カウンター、換気扇設置 他

・管理棟：給排水衛生設備工事

ガス給湯器新設、シャワーブース設置 他

(6) 工 期 契約日の翌日から平成30年3月10日まで

(7) 部 分 払 無

(8) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成29年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるもの、A等級対象工事以外の工事や亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年10月26日（木） 午後1時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成29年10月26日（木） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年11月2日（木） 午前9時から午後5時まで 平成29年11月6日（月） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年11月7日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年11月1日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年11月8日（水）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年11月9日（木） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	平成29年11月14日（火） 午前9時から午後5時まで 平成29年11月15日（水） 午前9時から午後4時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表： 平成29年11月15日（水）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成29年11月17日（金）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成29年11月20日（月）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成29年11月20日（月）午前10時	平成29年11月21日（火）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成29年11月21日（火）午前9時から午後3時まで	平成29年11月22日（水）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成29年11月21日（火）午後3時以降	平成29年11月22日（水）午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年10月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町浄法寺中村7の3、7の4、7の7、8
(関連区域)
なし
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市三宅町1丁目3の21
社会福祉法人くわの実つむぎ会

「揭示済」

亀岡市公告第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年10月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市余部町樋又79の3の一部、80の5の一部、82の1の一部、82の3の一部、83の2、83の3の一部、市有地(関連区域)
 亀岡市余部町樋又79の3の一部、82の3の一部、83の3の一部、天神又80の2の一部、83の3の一部、国有地、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 京都市西京区大枝南福西町3丁目18の4
 堀越 秀郎

「揭示済」

任免及び辞令

溝 渕 文 宏
 亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します
 任期は平成30年1月31日までとします

樋 垣 泰 伸
 植 木 孝 宜
 東 原 博 司
 佐 藤 明 美
 (各 通) 佐 野 由美子
 中 川 喜よ美
 栗 林 高 宏
 辰 巳 哲 也
 木 崎 眞 子

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱します

金 川 貴 博
 吉 田 光 弘
 茨 木 國 夫
 村 山 修 一
 山 内 勇
 原 田 禎 夫
 杜 恵美子
 (各 通) 石 垣 宏 文
 梅 澤 敏 彦
 吉 瀬 澄 子
 関 徳 治
 村 山 起久子
 風 神 武 志
 鈴 木 裕 子
 山 下 正 己
 海老原 睦

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します
 任期は平成31年9月30日までとします

平成29年10月1日

教育委員会欄

規則

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月2日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第8号

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則

亀岡市就学援助規則（平成19年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第26号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「児童及び生徒」を「児童生徒及び入学予定者」に改める。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（援助費の返還）

第10条 教育長は、前条の規定により認定を取り消した場合は、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命じることができる。

第8条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「第2条」を「第3条」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加え、同条を第9条とする。

(1) 入学予定者が亀岡市立小学校、中学校若しくは義務教育学校又は京都府立中学校に入学しなかったとき。

第7条を次のように改め、同条を第8条とする。

（援助の期間）

第7条 就学援助の認定期間は、教育長が認定した日から当該年度の3月末までとする。ただし、継続して認定を受ける保護者又は入学前支給の認定を受ける保護者にあつては、教育長が認定した日から次年度の3月末までとする。

第6条第1項中「児童及び生徒」を「児童生徒及び入学予定者」に、「第3条」を「第4条」に改め、同項ただし書中「法」を「保護法」に改め、同条第2項中「、学校長を通じて保護者に給付する」を「学校長を通じて保護者に対して行う」に改め、同項ただし書中「医療費」を「第4条第1項第9号に規定する支給」に、「直接医療機関へ」を「医療機関に直接」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

3 前項の規定にかかわらず入学予定者への第4条第1項第2号の支給に限り、保護者に直接支払うものとする。

第5条中「うえ」を「上」に、「準要保護認定」を「準要保護者」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に、「校長」を「学校長」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第6条とする。

ただし、入学予定者の審査結果については、準要保護児童生徒認定結果通知書（入学前支給）（別記第4号様式）により、亀岡市立小学校又は義務教育学校第1学年入学予定者の保護者には直接通知し、亀岡市立中学校若しくは義務教育学校第7学年又は京都府立中学校入学予定者の保護者には学校長を通じて通知するものとする。

第4条第1項中「要保護・準要保護児童生徒認定申込書（別記第1号様式）（以下「申込書」という。）」を「別に定める期間において、

要保護及び準要保護児童生徒認定申込書（別記第1号様式）」に、「児童及び生徒」を「児童生徒」に、「学校の校長」を「学校の校長（以下「学校長」という。）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同条を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 就学援助を受けようとする入学予定者の保護者は、別に定める期間において、準要保護児童生徒認定申込書（入学前支給）（別記第2号様式）を亀岡市立小学校又は義務教育学校第1学年入学予定者の保護者は教育長に、亀岡市立中学校若しくは義務教育学校第7学年又は京都府立中学校入学予定者の保護者は学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

第3条第1項第1号中「ただし、小学校、中学校及び義務教育学校第1学年の児童生徒並びに義務教育学校第7学年の生徒を除く。」を「ただし、次号に規定する支給を受けた者を除く。」に改め、同項第2号中「新入学児童及び生徒学用品費」を「新入学児童生徒学用品費」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校に在学する児童生徒並びに亀岡市に居住し京都府立中学校に在学する生徒の保護者（児童及び生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは未成年後見人をいう。以下同じ。）のうち」を「児童生徒又は入学予定者の保護者で」に改め、同条第1号中「「法」」を「「保護法」」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、亀岡市立小学校、

中学校及び義務教育学校又は亀岡市に居住し京都府立中学校に在学する者をいう。

(2) 入学予定者 次年度に入学する法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校又は亀岡市に居住し京都府立中学校に入学する予定の者をいう。

(3) 保護者 児童生徒又は入学予定者の親権を行う者をいう。ただし、親権を行う者がいないときは未成年後見人をいう。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第6条関係）

様

年度 要保護及び準要保護児童生徒 認定結果通知書

年度要保護及び準要保護児童生徒認定申込書の内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

亀岡市教育委員会教育長 印

在籍校名	学 年	第 年	第 学年
児童生徒氏名	生 年	月 日	年 月 日
認 定 区 分	認 定 年	月 日	年 月 日

(注意) 1 生活保護の受給開始や廃止等が行われた場合、速やかに学校に届出てください。
 2 認定区分が以下の場合、援助費の支給は行いませんが、家族の状況に変動が生じた場合認定されることもあります。

認 定 区 分	援 助 の 種 類
要 保 護	◇修学旅行費 ◇医療費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 ※学用品費等については、生活保護法に定める教育扶助費で対応されています。
準 要 保 護	◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入児童生徒学用品費等 ◇校外活動費 ◇修学旅行費 ◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費 ◇医療費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

◎就学援助費は、認定区分に応じて、対象となる種類について支給します。
 ◎実績等に基づいて、対象となる種類を限度額の範囲内で支給しますので、保護者で負担いただいた費用の全額が支給されないこともあります。
 ◎就学援助費の支給は、学校長を通じて行います。
 ◎医療費は、学校において治療の指示を受けた疾病（トラコーマ・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎・う歯（虫歯）など）に限り、別途交付される医療券で受診してください。
 なお、学校保健安全法施行令第8条に定めのないものや、他の法令等により医療補助が受けられる場合は対象となりません。

第4号様式（第6条関係）

様

年度 準要保護児童生徒 認定結果通知書（入学前支給）

年度準要保護児童生徒認定申込書（入学前支給）の内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

亀岡市教育委員会教育長 印

入学予定者氏名	認 定 年	月 日	年 月 日
認 定 区 分			

(注意) 1 生活保護の受給開始や廃止等が行われた場合、速やかに学校に届出てください。
 2 認定区分が以下の場合、援助費の支給は行いませんが、家族の状況に変動が生じた場合認定されることもあります。

《新入児童生徒学用品費の支給について》

指定された口座へ 年 月 日入金予定です。
 ※亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、新入児童生徒学用品費を返還していただきます。取消しに該当することが判明した場合は、至急学校教育課までご連絡ください。

《就学援助費の種類について》

◇学用品費	◇通学用品費	◇新入児童生徒学用品費等	◇校外活動費	◇体育実技用具費
◇通学費	◇学校給食費	◇医療費	◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金	

※認定された場合、年度は就学援助の再申請をしていただく必要はありません。
 ◎実績等に基づいて、対象となる種類を限度額の範囲内で支給しますので、保護者で負担いただいた費用の全額が支給されないこともあります。
 ◎新入児童生徒学用品費等以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。
 ◎医療費は、学校において治療の指示を受けた疾病（トラコーマ・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎・う歯（虫歯）など）に限り、別途交付される医療券で受診してください。
 なお、学校保健安全法施行令第8条に定めのないものや、他の法令等により医療補助が受けられる場合は対象となりません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成29年10月8日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1,500人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24,994人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,497人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成29年10月22日 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	眞 継 ひと美	省略	服 部 哲 也	省略
	2	田 村 彌治郎	省略	酒 井 敬 仁	省略
東別院	3	今 井 淳 喜	省略	山 下 直 高	省略
西別院	5	北 原 勝 博	省略	齋 田 善 弘	省略
	6	鈴 木 浩	省略	川 田 昌 亮	省略
曾我部	7	上 田 千 年	省略	今 西 恵 一	省略
	8	福 知 義 秀	省略	谷 口 裕	省略
吉川	9	美 馬 義 晴	省略	原 田 啓 子	省略
穂田野	10	安 田 秀 敏	省略	白波瀬 元 一	省略
	11	森 好 次	省略	坂 田 泰 孝	省略
本 梅	12	西 村 久 子	省略	数 井 智 之	省略
	13	加 舎 貞 夫	省略	森 敏 郎	省略
畑 野	14	山 内 勇	省略	齊 藤 和 則	省略
	15	谷 口 文 雄	省略	樋 口 竜 次	省略
宮 前	16	井 内 克 久	省略	眞里谷 努	省略
	17	森 康 平	省略	三 宅 晃 圓	省略
	18	沖 野 正 美	省略	橋 本 広 明	省略
大 井	19	飯 田 省 二	省略	田 中 悟	省略
	20	岡 原 都志子	省略	森 田 幸 治	省略
千代川	21	音 峰 一 弘	省略	山 口 悟 史	省略
	22	俣 野 源 幸	省略	俣 野 孝 明	省略
馬 路	23	畑 博	省略	橋 本 泰 典	省略
	24	人 見 實	省略	竹 村 直 樹	省略
	25	堤 誠	省略	中 野 明 之	省略
旭	26	平 井 厚 生	省略	平 井 好 子	省略
	27	人 見 洋 一	省略	川 勝 洋 太	省略
千 歳	28	人 見 雅 之	省略	吉 田 千 春	省略
	29	森 川 透	省略	西 山 寛	省略
	30	平 野 康 夫	省略	安 藤 美 佳	省略
河原林	31	茨 木 吉 光	省略	平 井 透	省略
	32	八 木 豊 司	省略	綾 野 昌 弘	省略
保 津	33	廣 瀬 文 章	省略	倉 橋 浩 史	省略
東本梅	35	藤 田 慎二郎	省略	松 永 恵理子	省略
	36	中 西 顯	省略	土 川 有 紀	省略
篠	37	木 村 憲 文	省略	藤 本 祥 之	省略
篠・東つじ	38	中 龍 雄	省略	岩 崎 盛 雄	省略
西つじ	39	石 黒 健	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳 野 重 徳	省略	太 田 健 一 郎	省略
篠	41	山 本 巖	省略	細 江 豊 隆	省略
南つじ	42	木 久 一 美	省略	名 倉 真 也	省略
東別院	43	濱 井 一 夫	省略	大 石 利 之	省略
篠	44	小 谷 充	省略	木 村 公 一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を次のように定める。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市葎田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成29年10月10日
午後5時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次のように定める。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成29年10月11日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成29年10月12日	岡野宗忠	省略	岩崎多良	省略
平成29年10月13日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略
平成29年10月14日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
平成29年10月15日	俣野健一郎	省略	岩崎多良	省略
平成29年10月16日	岩崎多良	省略	岡野宗忠	省略
平成29年10月17日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成29年10月18日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成29年10月19日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
平成29年10月20日	岡野宗忠	省略	岩崎多良	省略
平成29年10月21日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

開票管理者	省略	岡野宗忠
同職務代理者	省略	岩崎多良

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 開票場所
 Galeriaかめおか
 亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時
 平成29年10月22日
 午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成29年10月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所
- 2 日 時 平成29年10月19日
 午後5時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のとおり変更した。

平成29年10月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第37投票区	省略	栗山孝雄	省略	木村憲史

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

平成29年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時を次のように変更する。

平成29年10月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

開票日時 平成29年10月22日
午後9時25分

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第5号

第65回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成29年10月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
平成29年10月5日（木）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 3階 302・303会議室
- 3 議 題
 - (1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - (3) 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第6号

第66回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成29年10月31日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

1 日 時

平成29年11月6日（月）

午後1時30分から

2 場 所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所 3階 302・303会議室

3 議 題

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- (4) 平成29年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」